

# 大型車の交通量低減のための総合的な調査に係るあっせん事項（ポイント）

## 2 あっせん事項

### (1) 大型車の交通量低減のための総合的な調査の実施

国土交通省は、本件地域における大型車の交通量低減のための施策を総合的かつ効果的に進める観点から、・・・**別紙調査**を実施すること。

- ・
- ・
- ・
- ・

### (3) 大型車の交通規制の可否の検討に係る警察庁への要請

国土交通省は、平成 13 年に実施した阪神間交通量調査等の調査結果に加え、大型車の運行経路の実態や運行経路選択に係る事業

所側の意向等に係る前記(1)の調査結果を取りまとめ、

[ 要請目的 ]

本件地域における大型車の交通量を低減する観点から、

[ 要請内容 ]

大型車を対象とした限定的な交通規制を実施することの可否について、

**当該調査結果**の提出と併せて、警察庁に対し追加的検討を要請すること。

(別紙)

#### 1 調査の目的

[ 検討を要請する規制内容 ]

(1) 国土交通省から警察庁に対し、国道 43 号に関して、・・・本件地域において・・・の規制の可否について検討を要請すること

- ・
- ・

#### 2 調査の内容

[ 調査対象、調査項目 ]

##### (1) 調査対象地域

国道 2 号以南の尼崎市南部地域

##### (2) 調査対象事業所

次の事業所から一定割合の事業所を抽出する。

ただし、調査対象地域において貨物自動車運送事業(一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業)を営む事業所については全て調査対象とする。

調査対象地域において大型車の保有又は出入りがある建設業、製造業、倉庫業、卸売業、小売業及び貨物自動車運送事業(一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業)を営む事業所  
本件地域を通過する路線を有する一般乗合旅客自動車運送事業を営む事業所及び一般貨物自動車運送事業を営む事業所のうち、運行系統が定められている事業所

##### (3) 調査項目

事業所が保有し、又は事業所に入出入りする大型車の現在の運行実態(発着地、経路、頻度、時間帯)

事業者の運行経路選択要因

国道 43 号において部分的な通行規制(前記 1 の(1))が実施された場合における運行経路の見直しの意向

- ・
- ・
- ・